

## 4 消費者から信頼される安全で優れたものづくり

消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まる中で、消費者から信頼される農産物の生産が一層求められています。

また、地球温暖化等の環境問題への関心が一層の高まりをみせており、農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や環境保全を重視した生産方式の導入等の取組が必要となっています。

このため、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境にやさしい農業生産方式の導入を推進します。また、本県産農産物の安全・安心を確保する各種取組を強化するとともに、食育の推進等により、消費者から信頼される安全で優れたものづくりを進めます。

### 【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
エコファーマー認定者数	人	6,615	7,414	7,800
GAP(農業生産工程管理)※1の導入産地数	産地	—	8	24
環境保全型農業直接支払取組面積	ha	—	—	180
有機農業に取り組む農家数	戸	—	95	115

※1 GAP(農業生産工程管理):農業生産者自らが食品の安全確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために実践する農作業工程等の点検、評価の手法。  
(Good Agricultural Practiceの略称)

### (1) 環境にやさしい生産方式への転換

農業・農村が持続的に発展していくためには、農業が本来持っている自然循環機能を活かした農業生産活動等を行うことにより、環境への負荷をより一層軽減することが必要です。

このため、化学肥料や化学合成農薬を低減する栽培や有機農業の導入、有機性資源の利活用を推進します。

#### ① 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の推進

- 化学合成農薬の低減に向けて、総合農業技術センターや果樹試験場において、天敵、フェロモン剤、生物農薬等の研究実証を進めます。
- 化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減(果樹では化学合成農薬3割以上)を目標とした実証ほを設置し、生産現場における低減技術の研究、開発を推進します。
- 化学肥料、化学合成農薬の低減栽培に向けた技術の普及を推進するとともに、「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」※1の認証品目の拡大や集団的な取組を促進します。
- 持続性の高い農業生産方式の導入に取り組むエコファーマーの認定を推進します。

- 環境保全型農業直接支払制度により、環境負荷低減に向けた取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 化学肥料・化学農薬低減のモニタリング調査の実施	→ 270件	→ 270件	→ 270件	→ 270件	関連する数値目標 ・エコファーマー認定者数 ・環境保全型農業直接支払取組面積
○ 生産現場における低減技術の確立導入のための実証ほの設置	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	
○ 持続性の高い農業生産方式の導入計画策定支援	→ 随時	→	→	→	
○ 環境保全型農業直接支払制度の取組拡大に向けた啓発、指導	→ 実施	→	→	→	

※1 甲斐のこだわり環境農産物認証制度:化学肥料や化学合成農薬を3割以上低減して生産された農産物を認証する本県独自の制度

## ② 有機の郷づくりの推進

- 本県の優れた自然条件を活かして、県内全域の農家が環境にやさしい農業に取り組み、こうした農業が県民や消費者に支持される「有機の郷づくり」を推進します。
- 有機農業※1に多くの農業者が取り組めるよう、総合農業技術センターにおいて病害虫に強い品種の選定や生物農薬、被覆資材、作型等の有機栽培技術の研究実証を進めます。
- 有機農業経営の確立に向け、有機農業講座の開催や先進事例の紹介等を行うとともに、面的な整備を行ったほ場での堆肥等による土づくりを図り、環境に配慮した農業を促進します。
- 有機農業の実践者や市町村、農業団体等で構成する県有機農業推進協議会を中心に、有機農業の推進方策の検討を行い、普及啓発等の施策の展開を推進します。
- 県内で有機農業に取り組む農業者で構成する団体が行う販路拡大の取組や消費者向けの理解促進活動等を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 有機栽培技術の研究・実証	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・有機農業に取り組む農家数
○ 有機農業栽培事例調査の実施	→ 事例調査	→ 普及・定着	→	→	
○ 有機農業取組農家への技術支援	→ 随時	→	→	→	
○ 有機農業取組団体の啓発活動への支援	→ 随時	→	→	→	

※1 有機農業:化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

### ③ 有機性資源の利活用の推進

- 家畜ふん尿の有効利用を推進するため、耕種農家と畜産農家との連携による高品質な堆肥の生産・流通体制の整備等を促進します。
- 果樹のせん定枝等の未利用資源の利用法や生ゴミ等の堆肥化、有機物の施用技術等の研究を進め、資源の利活用を図ります。
- 畜産分野でのエコフィードを推進するため、ブドウ粕や竹の粉末、パンくず等を活用した飼料給与実証試験を実施するとともに、試験成果の研修会等を開催し、生産現場への普及と技術確立を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 畜産農家への高品質堆肥生産指導	→ 随時	→	→	→	
○ 未利用資源の活用促進	→ 随時	→	→	→	
○ エコフィード技術の確立	→ 推進	→	→	→	

## (2) 安全・安心な農産物の生産・供給

食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するには、生産資材の適正な使用とともに、消費者が求める情報を正確かつ迅速に提供することが必要です。

このため、生産段階においてGAP(農業生産工程管理)の導入を段階的に図るとともに、農薬、肥料、飼料の適正な使用や生産情報の一層の開示等を推進します。

### ① GAP等の導入推進

- GAPの導入を推進するため、県下での導入手法の検討や検証を行うGAP導入推進会議を開催するとともに、地域単位で核となるリーダーの育成や推進チームによる普及・指導を行います。
- GAP手法の普及に向けて、農業者や農業団体等への理解促進を図り、導入をめざす産地での実践に向けた取組を進めるとともに、導入産地における生産情報の積極的な開示を促進します。
- 地域や実施主体の実情に応じたGAPの基礎的な事項を導入する「本県用GAP(通称:Y-GAP)」から、国のガイドライン※1に定めるGAPまで、段階的な導入指導を進めます。
- 畜産の生産工程での疾病予防や生産物の安全性の確保を図るため、畜産農家や畜産加工施設におけるHACCP(危害分析重要管理点)※2手法の導入を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修会等によるGAP推進リーダーの育成	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 支援	関連する数値目標 ・GAPの導入産地数
○ 産地に応じたGAPの導入推進	→ 4地区	→ 4地区	→ 4地区	→ 支援	
○ GAP導入産地の情報の消費者等への提供	→ 随時	→	→	→	
○ HACCPの導入指導	→ 随時	→	→	→	

※1 国のガイドライン:「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」、農林水産省生産局、平成22年4月制定(平成23年8月改定)

※2 HACCP(危害分析重要管理点):食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する手法。  
(Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称)

## ② 安全・安心に関する情報提供

- 安全・安心な農産物の生産体制の構築に向け、農薬の使用状況等、生産履歴の記帳指導を進めます。
- 放射性物質による農産物汚染への懸念が広がっているため、県産農産物の安全性を証明することができるよう、主要な農産物を対象とした放射性物質検査実施計画に基づく検査を実施し、検査結果を迅速に公表します。
- 国内で生産された牛肉について、その生産、加工、流通、販売までを追跡、遡及できるようにする、牛肉のトレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、関係機関と連携し畜産農家や食肉関連事業者等の指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生産履歴記帳指導	→ 随時	→	→	→	
○ 放射性物質の検査体制の整備	→ 実施	→	→	→	
○ 牛肉トレーサビリティ制度の適正運用に向けた指導	→ 実施	→	→	→	

## ③ 適正な食品表示の徹底

- JAS法等の関係法令に基づき、関係機関、団体等と連携しながら食品表示制度の啓発、普及や適正表示の指導徹底を図ります。
- 米や米加工品の生産から販売、提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成保存する米トレーサビリティ制度の適正な運用を図るため、米や米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業者(生産者を含む)への指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 定期的な調査の実施	→ 4回	→	→	→	
○ 食品表示等の巡回指導	→ 随時	→	→	→	

#### ④ 家畜等の疾病対策と防疫体制の強化

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする伝染病等の検査や診断を徹底するとともに、万一発生した場合にはマニュアルに基づいたまん延防止対策を迅速に実施します。
- 牛肉の安全確保を図るため、牛海綿状脳症(BSE)の検査を実施するとともに、万一発生した場合には原因究明のための調査や防疫対策の徹底を図ります。
- 畜産農家等の家畜衛生に対する一層の意識啓発を図るため、飼養衛生管理基準の遵守や異常家畜、家さんの早期発見、通報等を内容とする研修会の開催や情報提供等を行います。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の万一の発生に対して迅速かつ的確に初動態勢が取れるように、畜産農家の飼養衛生管理状況調査を徹底します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 口蹄疫等の防疫演習の実施	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	
○ 鳥インフルエンザに係るモニタリング検査等の実施 ※1	→ 700件	→ 700件	→ 700件	→ 700件	
○ BSE検査の実施	→ 24ヶ月齢以上の死亡牛全頭	→	→	→	
○ 家畜衛生対策研修会の開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	
○ 畜産農家の飼養衛生管理状況調査	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

※1 モニタリング検査:高病原性鳥インフルエンザの侵入の有無を確認するため、飼養羽数千羽以上の採卵鶏農家6戸を対象に月に一度行う抗体検査及びウイルス検査

#### ⑤ 農薬等の適正使用の推進

- 主要作物の病虫害発生状況調査をもとに、病虫害発生予報(11回/年)、病虫害発生予察注意報(随時)等を発行し、適期防除と農薬適正使用に係る指導啓発を推進します。
- ポジティブリスト制度に対応するため、農業団体等と連携した指導対策会議等により、農薬の適正使用や飛散防止対策を徹底するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。
- 家畜防疫上の衛生指導、動物用医薬品の適正使用の指導、飼料の安全性の検査等を通じて、安全・安心な畜産物の生産を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 適期防除情報等の提供	→ 実施	→	→	→	
○ 農薬の適正使用と飛散防止対策の普及・指導	→ 実施	→	→	→	
○ 残留農薬調査の実施	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	
○ 飼料の安全確保に向けた巡回指導	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

### (3) 食育の推進

食に関する情報の多様化や料理をする機会が減少する中で、健全な食生活に欠かせない正確な知識や判断力を身に付けることが必要となります。また、地域を知り、食への関心を高めるために、地域農業の歴史や役割、文化を理解し、食に感謝する心を養っていく活動が必要です。

このため、学校や保育所、地域における食育の取組を進めるとともに、食育を県民運動として展開します。

#### ① 学校・保育所等での食育の推進

- 学校給食への県産農産物の利用状況を調査するとともに、地域で生産されている学校給食に利用が可能な農産物の情報を提供します。
- 小中学校における学校農園等を利用した児童、生徒の農作物の栽培体験について支援します。
- 児童生徒が地域の食文化を理解し、食に対して感謝する心を育てられるよう、学校における食育活動と連携し、生産者、農業団体等との情報交換を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県産農産物利用状況調査の実施		→ 利用状況調査		→ 利用状況調査	
○ 学校教育における農業体験学習の促進	→ 4校	→ 4校	→ 4校	→ 4校	
○ 学校における食育活動との連携と情報交換	→ 随時	→	→	→	

## ② 食育推進体制の整備と県民運動の展開

- 食育推進ボランティアを対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。
- 食育月間に併せた啓発や食育情報の提供、食育推進シンポジウムの開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域等が連携した取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 食育ボランティア研修会等の開催	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 3回	
○ 食育推進シンポジウムの開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	

